概要版

新ひだか町　第４次障がい者基本計画、第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画

ー計画の概要ー

１．計画策定の趣旨

新ひだか町では、平成 30 年 3 月に「第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定した後、中間年である令和 3 年 3 月には「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の実態やニーズの把握に努め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することに取り組んでいます。

令和 5 年度に、現行の基本計画を含む福祉計画が終了することに伴い、残された課題等を把握し、時代や地域の実情にあった目的、目標を設定し、障がい者施策を推進していくために、本町では「第 4 次障がい者基本計画」、「第 7 期障がい福祉計画」、「第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

２．計画の位置づけ

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき市町村において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため定めるものです。

【障がい者基本計画】
障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。
「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

【障がい福祉計画】
障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を定めた計画です。

【障がい児福祉計画】
障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関して定めた計画です。

「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。（両計画を一体的に策定。）

３．計画期間

「障がい者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を令和 6～11 年度の 6 年間とします。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、3 年ごとに策定することとされておりますので、令和 6～8 年度までとしています。

<table>
<tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td>障がい者基本計画</td><td colspan="6">第３次計画</td><td colspan="6">第４次計画</td></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td colspan="3">第５期計画</td><td colspan="3">第６期計画</td><td colspan="3">第７期計画</td><td colspan="3">見直し</td></tr>
<tr><td>障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第１期計画</td><td colspan="3">第２期計画</td><td colspan="3">第３期計画</td><td colspan="3">見直し</td></tr>
</table>

４．基本理念及び将来ビジョン

新ひだか町では、「第１次新ひだか町障がい者基本計画」で定められた基本理念「自立し、いきいきと暮らせる地域づくり」、「地域が一体となって支え合う地域づくり」が普遍なものであるとして、「第３次新ひだか町障がい者基本計画」においても引き継がれています。

第４次の本計画もこれまでの基本理念と基本理念の考え方「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を継承するものとします。

基本理念を踏まえ、将来ビジョンを以下のとおり掲げます。

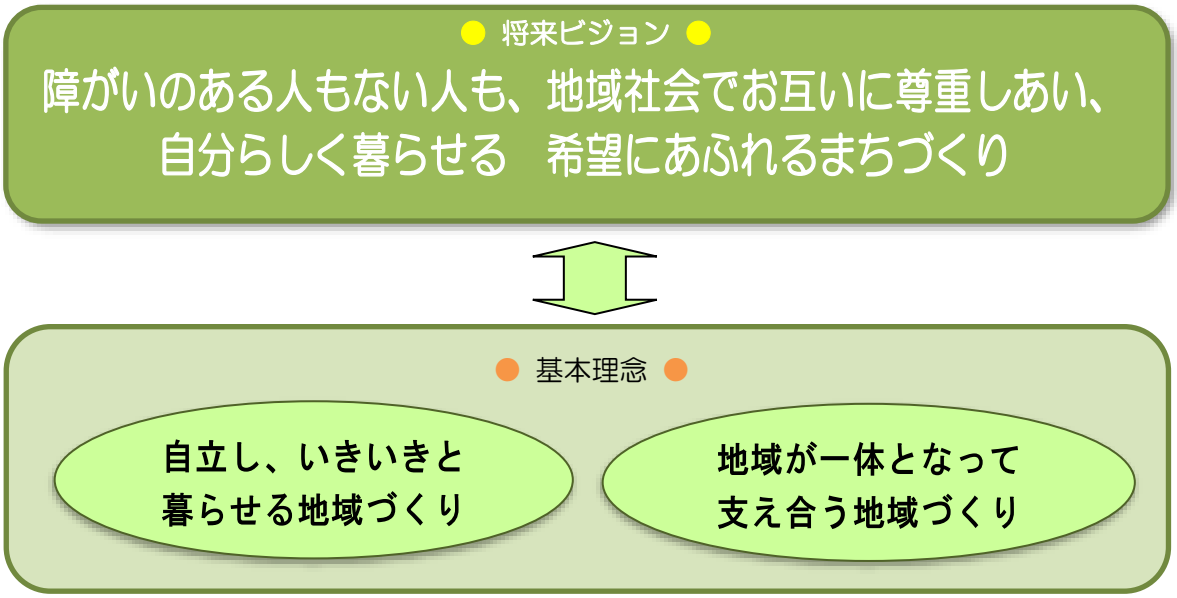

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本目標を掲げ、障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標①
理解と支え合いにより、誰もが気軽に社会参加できるまちづくり

障がい者が地域で社会の一員として普通の生活をおくるためには、家族の理解はもちろん、一般町民の理解と協力が大切です。さまざまな機会を通じて障がいを知る機会を設けることにより、障がい及び障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者が気軽に社会参加できるまちづくりの推進をします。

基本目標②
自分らしく、安心して暮らしていくための相談支援体制と福祉サービスの充実

障がいのある人が自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのためには、障がいのある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題を、ともに考え自ら取り組んでいけるような相談支援体制の整備、日中活動の場や生活の場の確保等、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。

基本目標③
自分のための、ライフステージに応じた環境づくり

一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できるように、状況に応じた適切な支援体制づくりが大切です。そのためには、障がいのある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、乳幼児から成人期までを見据えた教育の推進や、就労等に対する支援体制の充実に努めます。

基本目標④
すべての人にやさしいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために、安全性や利便性、快適性が確保された環境が大切です。すべての人が安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、公共施設や住環境等のバリアフリー化等、誰もが利用しやすい各種施設・設備の整備に努めます。

また、災害時や緊急時においても必要な支援を受けることができるよう、総合的なユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

ビジョン	施策分野	施策・事業
障がいのある人もない人も、地域社会でお互いに尊重しあい 自分らしく暮らせる、希望あふれるまちづくり	啓発・広報	ノーマライゼーションの普及・啓発
		広報・啓発活動の充実
		ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業
	生活支援	相談支援の充実
		障害福祉サービス事業
		障害者地域生活支援事業
		精神障がい者社会参加支援事業
		交通機関・移動支援事業
		障がい者（児）補装具・日常生活用具給付事業
	生活環境	居住環境整備事業
		公共施設等のバリアフリー化
		障がい者（児）に配慮した公営住宅施策の推進
		グループホーム等の生活の場の設置促進
		外出しやすいまちづくりの取り組み
		ボランティア育成事業
		災害発生時における要配慮者の安全確保
	教育・育成	未就学児への支援強化
		就学後の児童・生徒への支援強化
		特別に支援を要する児童・生徒への教育事業
		就学事務事業
	雇用・就業	就労支援事業
		就労支援団体助成事業
		地域活動支援センター事業
		障がい者雇用に対する理解の促進
		優先調達の推進
	保健・医療	障がいの予防事業
		医療費助成事業
		通院体制の整備
		心身の健康増進事業
	情報・コミュニケーション	コミュニケーション支援事業
		情報バリアフリー化支援
		福祉情報の提供
	その他	障がい者の虐待防止体制の整備
		障がい者の総合的支援施策
		障がい者団体の支援
		障がい者スポーツの振興
		障害支援区分認定審査会運営
		障がい者の差別解消、成年後見制度の利用促進

５．策定の体制と経緯

（１）障害者基本法に基づき設置している「新ひだか町障がい者自立支援協議会（計画策定委員会）」において協議を実施。

（２）国・道の「障がい者基本計画」の策定状況等を踏まえ、必要な見直しを実施。

（３）町民等の意見反映（ニーズ調査）

①障がい者福祉ミーティングの場において、当事者・支援者・関係者等からの意見を集約し反映。　**＜令和５年１０月２９日＞**

②各入所・通所施設、就労支援事業所の利用者・保護者・支援者、福祉団体等との意見交換会を実施し反映。**＜令和５年１２月１２日～令和６年１月２３日＞**

開催期日	事業所･施設･団体名等	参加人数
令和５年１０月２９日	障がい者福祉ミーティング（グループワーク）	65 人
令和５年１２月１２日	「静内身障協会」	8 人
令和５年１２月１５日	「ぷり～とA･B」 利用者･支援者	15 人
令和５年１２月１８日	「ecoネット」 利用者･支援者	19 人
令和５年１２月１９日	「障がい者職親会」	2 人
	「三石身障協会」	9 人
令和５年１２月２０日	「手をつなぐ育成会」 保護者	8 人
令和５年１２月２１日	「児童養育相談センター」（昼） 保護者･支援者	8 人
	「児童養育相談センター」（夜） 保護者･支援者	5 人
	「ちあふる･ZONO」 利用者･支援者	13 人
令和５年１２月２７日	「新冠ほくと園」 支援者	1 人
令和６年１月９日	「生活支援センターガーデン」 利用者･支援者	12 人
	「虹」 利用者･支援者	4 人
令和６年１月１１日	「CoKoRo357」 利用者･支援者	15 人
令和６年１月１２日	「コミュニティハウス」 利用者･支援者	8 人
令和６年１月１６日	「桜風園」 利用者･支援者	2 人
	「ペテカリ」 支援者	11 人
令和６年１月１７日	「守る会」 保護者	4 人
令和６年１月２３日	「こどもサポートほっぷ･ふれっぷ」 保護者･支援者	3 人

■障がい者福祉ミーティング……65 人参加

■意見交換会……18 回開催、対象 20 事業所等、計 147 人参加　　合計 212 人

③主な意見として

・親と離れて一人暮らしをしたい。支援がないと生活が難しいのでグループホームでの生活をしたい。

・歩道等に傾斜や段差があり、車椅子で移動しづらい場所がある。また、雪が降ると移動しづらいので、除雪をしっかりとしてもらいたい。

・居住地や年齢的条件により運転が困難になっており、また、経済状況的にも交通機関を頻繁に使うことはできない。小型かつ乗り合い可能であるなど、負担の少ないものがあるといい。

・JR 列車がバスに転換されたが、コロナ禍以降、便数が減っている。運行本数を増やしてほしい。

・養護学校の卒業を控えた世帯が、就労事業所への送迎手段や近隣のグループホームを確保できないため、世帯ごと転出している。

・医療機関でも医療的処置が必要な人のショートステイを受け入れてほしい。

・健康に関して、リハビリや訓練、ストレッチができる専門的な場所がほしい。

・事業所や病院への送迎の家族・支援者の負担が大きくなっている。

・事業所の人材が不足しており、課題共有や協力が必要。

・資源の減少。就労事業所や相談支援事業所が減ってしまった。選択肢が必要。

・物価高騰により生活に不安を抱えている。交通費の負担を減らしてほしい。

・自立への道として、成果や目標の達成状況に応じＢ型就労→Ａ型就労→一般就労とステップアップの仕組みがあると良い。

・余暇活動として、外出の際の選択肢が限られている。趣味や娯楽を行える施設や場所が増えると良い。

・子ども食堂にグループホーム利用者が来てくれて嬉しい。色んな人と関われる場所、安心して過ごせる場所が必要。

・町民への障がい者理解が深まってほしい。社会障壁の除去や権利擁護の体制整備を充実してほしい。

・養育相談センターの療育の回数を増やしてほしい。三石地区にも療育の施設があると良い。

・労働力が都市に集中するため、療育施設も人手不足となっている。人材確保が課題。

・小学校への就学や、養護学校卒業後の進路（働く場所）など情報が不足している。

・障がいを持つ子の将来の受入れ先、親の介護に加え自らの加齢もあり先が見えない。

・障がい者が中心となったレクや交流のイベントを行ってほしい。

⇒ニーズ調査の内容詳細について　計画書（本編）Ｐ１１～１６に掲載。

（４）素案策定（令和６年１月～２月）

・国が示している令和８年度までの数値目標も盛り込み、今までの計画の継続、見直しを行い策定。国の数値目標については、当町の現状を踏まえ設定。

（５）計画策定委員会（令和６年２月１９日開催）

・障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議の場として、障がい者自立支援協議会の委員９名で構成された「障がい者基本計画等策定委員会」を開催し、計画素案を協議。

（６）パブリックコメントの募集（令和６年２月２２日～３月６日）※ＨＰ掲載

・意見等：４件

（７）障がい者自立支援協議会への報告（令和６年３月２６日開催）

・検討委員会で協議した内容を踏まえ、最終素案として報告。

６．障がい者数の現状と推移

◇障がい者数の現状

本町における障がい者総数は 1,956 人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が 1,216 人、知的障がい者が 371 人、精神障がい者が 369 人となっています（令和 6 年 1 月 31 日現在）。

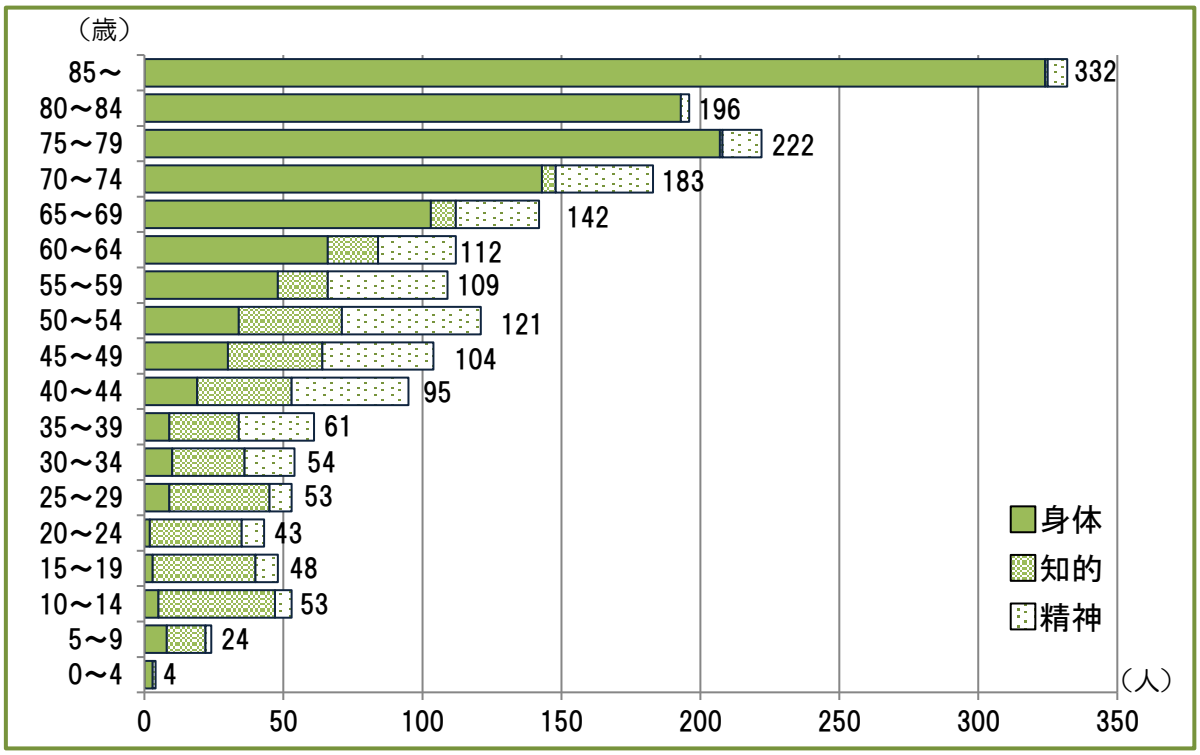

※精神障がい者数は、手帳所持者と自立支援医療受給者の重複突合処理を行った実人数ベース。

◇障がい者数の推移

平成 30～令和 4 年度の 5 年間における、障がい者数の内訳は以下の表のとおりです。

身体障がい者数（身体障害者手帳の所持者数）は、1,350 人から 1,242 人へ、108 人の減少となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 6.0%となっています。

知的障がい者数（療育手帳の所持者数）は、339 人から 362 人へ、23 人の増加となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 1.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者の所持者数（重複での所持者含む）は、419 人から 368 人へ、51 人の減少となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 1.8%となっています。

平成 24～28 年度にいずれも増加傾向であった障がい者数は、人口減に伴い身体障がい者数及び精神障がい者数が減少傾向に転じている一方で、知的障がい者については早期支援の充実により増加しており、人口に対する障がい者数全体の割合はほぼ横ばいとなり、令和 4 年度で 9.5%となっています。

■障がい者数の推移（各年度末現在）

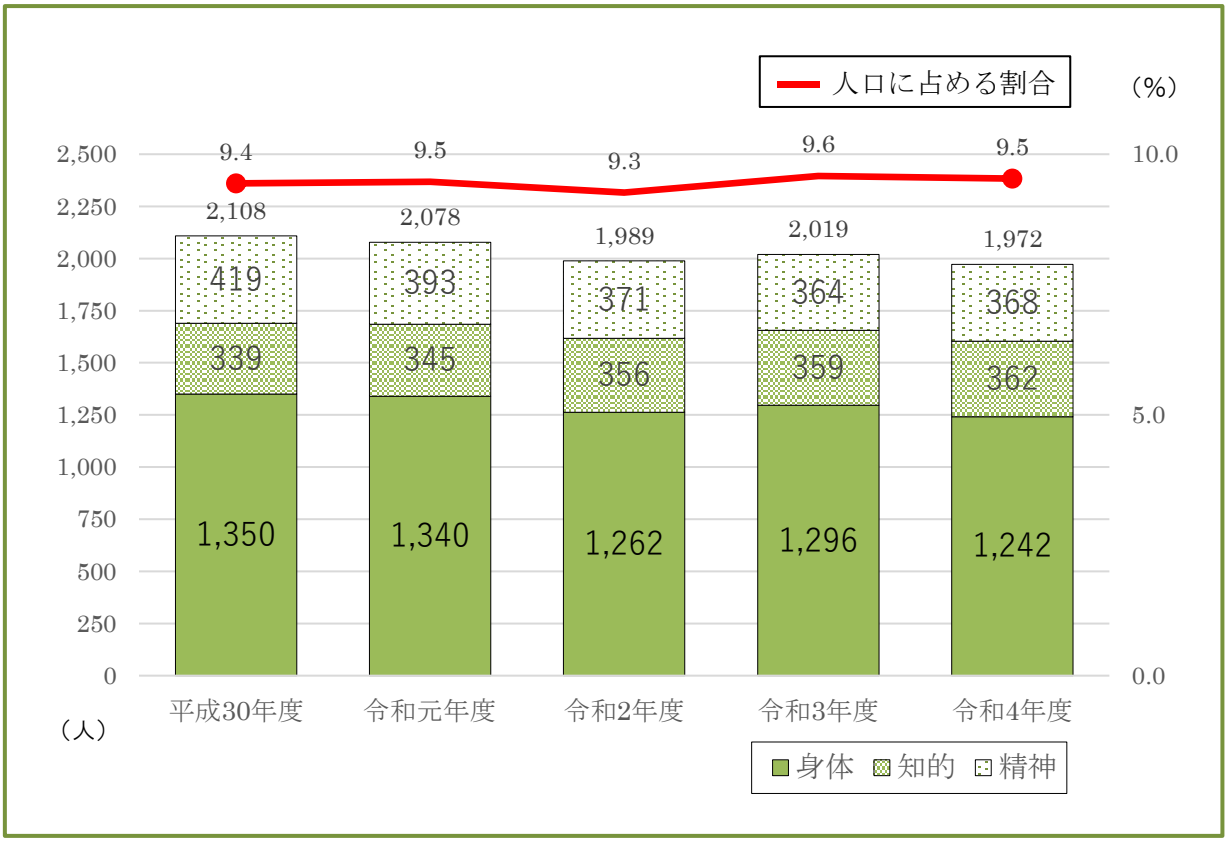

※各年度末の障がい別手帳所持者数。グラフ上部の数字は、単純に三障がいを足した合計数となっており、障がいが重複している方もいます。

７．今後の課題と方向性

○生活環境について

グループホームのニーズとしては「親からの自立」「支援のある住居」「重度障がいへの対応」という声がありましたが、近年では、養護学校に通う生徒の保護者から「就労事業所に通えるグループホーム」や「親なき後を見据えたグループホーム」を求める声も聞かれます。

グループホームの一部閉鎖に伴い施設数が減少する一方で、コロナ禍以降の物価高により新築が困難な状況が生まれており、より一層、量的なニーズが高まっていることから、体制整備について検討が必要です。

○保健・医療について

リハビリ、訓練、ストレッチができる専門的な場所や、車椅子で運動できる場所を希望するニーズがあり、身体機能の衰えや体調について不安を抱えていることが伺え、障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、医療機関との連携を図り、リハビリテーションの体制を強化することが必要です。

また、家族の負担軽減として、保健・医療・福祉施策の更なる充実が求められているほか、近年、こころの病気やストレス、悩みを抱えている方が増えてきていることを受け、誰もが相談できる体制づくりを進めるとともに精神障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会に参加しやすい環境づくりに努めることも必要です。

○生活支援について

障がい者の自立した社会生活のため、「行動援護」や「移動支援」等のサービスの充実を図るとともに地域で支える包括的な支援を促進していく必要があります。

日中の活動として、事業所への通所が多く送迎についての課題があり、利用者が日中の活動が十分に行えるよう、公共交通機関も含め送迎体制を検討していく必要があります。

また、町で実施している人材バンクの活用も含め、人材確保について検討していく必要があります。

○福祉サービスについて

今後とも利用実績を踏まえた定量的な将来需要を予測する必要があります。また、重度障がいにも対応したサービスが縮小する事例もあることや、高齢化と共に重度化する状況も踏まえ、充実したサービスが展開できるよう検討する必要があります。

○仕事について

就労支援事業所のほか、一般就労に向けてハローワークや企業との連携を密に雇用対策を強化する必要があります。

また、日中の居場所やコミュニケーションの場としても就労先は重要な生活の場とも言え、「社会参画」の面でもより一層の就労の機会を拡大していく必要があります。

○地域生活・余暇について

地域資源を活用した余暇活動の場を検討するほか、イベントの情報発信や参加しやすい環境づくりに努める必要があります。また、新たに余暇活動の場を設けるだけではなく、地域活動（自治会・ボランティア）への参加、他の障がい者の余暇活動を知る機会を作り自分の余暇スタイルを見出すことも必要と考えます。ノーマライゼーションや地域福祉の観点から住民の福祉意識の向上を図っていくとともに障がい者自身にも積極性を持ってもらう必要があります。

○啓発・広報について

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、住民や事業者に対して、障がいのある人とその障がいの特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「差別・偏見」を取り除くことが必要であり、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及にも取り組み、多くの町民の理解が深まり、支援の輪が広がるよう努める必要があります。

また、障害福祉サービスが適正に行われるよう、サービス提供の事業を分かりやすくまとめた「障がい者相談支援ガイドブック」の活用を進めます。

○教育・育成について

発達の遅れ等が気になる子の増加に伴う診断前の早期支援のため、妊娠期から乳幼児期における母子保健事業を中心とした障がい児の早期発見、早期療育の充実に努めてきましたが、児童発達支援の利用者増加に伴い、療育の提供量が課題となってきました。そのため、新築を行う児童養育相談センターについては本室及び分室を統廃合のうえ運営を効率化し、療育機会の確保を図ります。また、令和４年度から三石地区障がい児等支援事業を実施し、児童が身近な地域で療育指導を受けられる環境づくりに努めていますが、課題解決に向けた更なる検討を行う必要があります。

また、子ども達が成長していく過程で適正な支援が受けられるよう「子育てファイル・さくら」を活用してきましたが、現在はＩＣＴ機器の普及に伴い母子健康手帳を補完するアプリ「桜まっこ新ひだか」の利用を促進しています。「子育てファイル・さくら」について、改めて自立支援協議会で検討し、その必要性について見直しを行う必要があります。

障がいへの理解を子どもの頃から得ることで、互いに人格と個性を尊重し、「差別・偏見」をなくし、思いやりのある社会を育み、さらには障がい者福祉に対する意識を早い段階から持ってもらうことにより、本町にて人材を確保ができるよう、教育委員会・学校とも連携し、将来を見据えた取り組みを行っていく必要があります。

⇒今後の課題と方向性の内容詳細について　計画書（本編）Ｐ１７～２１に掲載。

◆障がい者福祉ミーティング

当事者や一般町民等が交流し、グループワークで日頃より考えている思いを語り合え、当事者の生の声が聴ける自立支援協議会の事業「障がい者福祉ミーティング」を今回策定の障がい者福祉計画で紹介をしています。

⇒計画書（本編）Ｐ２２～２３に見開きで掲載。

８．施策の展開やその考え方

⇒第２編　障がい者基本計画第１章～第８章を参照。　計画書（本編）Ｐ２９～４０

９．令和８年度の目標【成果目標】

本計画では、国及び北海道の障がい福祉計画策定に係る基本指針に即し、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、令和８年度における成果目標を設定することが求められています。

新ひだか町では、これらを受けるとともに本町の現状を踏まえ、次のとおり目標を設定しています。

①施設入所者の地域生活への移行

項　　目	数　　値	考　え　方
令和４年度末時点の入居者数（A）	76 人	令和４年度末時点の施設入所者。
令和８年度末の入居者数（B）	75 人	令和８年度末の利用人員見込み。
【目標値】減少見込（A－B）	1 人	差引減少見込み数。2%で設定。
【目標値】地域生活移行者数	1 人	施設入所からＧＨ等へ移行。2.5%で設定。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　　目	数　　値	考　え　方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	検討	既存の協議会等を活用した協議の場を令和８年度までに協議。
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議を開催	検討	令和８年度までに保健、医療、福祉関係者による協議を年 1 回以上実施。 ※既存の協議会等の活用を検討。

③地域生活支援拠点の整備

項　　目	数　　値	考　え　方
地域生活支援拠点の整備	検討	既存の地域資源や重層的支援体制整備といった事業も含め、拠点整備について令和８年度までに協議。
コーディネーターの配置	検討	
機能検証の実施	検討	
強度行動障害への支援体制整備	検討	令和８年度までに協議。

④福祉施設から一般就労への移行

項　　目		数　　値	考　え　方
令和３年度末の一般就労移行者数		３人	
【目標値】 令和８年度の一般就労移行者数		６人 （上記より１人増）	令和３年度実績（３人）の 1.28 倍
令和８年度における一般就労への移行者数内訳【目標値】			
内訳	就労移行支援事業	１人	令和３年度実績（０人）の 1.31 倍
	就労継続支援Ａ型	１人	令和３年度実績（０人）の 1.29 倍
	就労継続支援Ｂ型	４人	令和３年度実績（３人）の 1.28 倍
【目標値】 令和８年度における就労定着支援事業所利用者数の割合		１人	国の基本指針では 1.41 倍となっているが、実績人数が０人のため、１人としている。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

項　　目	数　　値	考　え　方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1ヵ所	令和8年度末までに1ヵ所以上設置
【目標値】 保育所等訪問支援事業を 利用できる体制を構築	2ヵ所	設置済み
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	検討	既存の事業所と確保に向けた協議令和8年度までに実施。
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	検討	既存の事業所と確保に向けた協議令和8年度までに実施。
【目標値】 医療的ケア児等支援のための 関係機関の協議の場の設置	検討	既存の協議会等を活用した協議の場を令和8年度末までに協議。

１０．障がい福祉サービスの見込量

（１ヵ月あたり）

サービス名		第７期計画見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	訪問系	160 時間	160 時間	160 時間
		30 人	30 人	30 人
生活介護	日中活動系	2,210 日	2,210 日	2,210 日
		121 人	121 人	121 人
自立訓練（機能訓練）		0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）		20 日	20 日	20 日
		1 人	1 人	1 人
就労選択支援【新設】		－	令和７年度より開始予定	
就労移行支援		20 日	20 日	20 日
		1 人	1 人	1 人
就労継続支援（Ａ型）		250 日	250 日	250 日
		13 人	13 人	13 人
就労継続支援（Ｂ型）		3,080 日	3,180 日	3,280 日
		180 人	185 人	190 人
就労定着支援		1 人	1 人	1 人
療養介護		5 人	5 人	5 人
短期入所		30 日	30 日	30 日
		3 人	3 人	3 人
共同生活援助	居住系	107 人	107 人	107 人
施設入所		76 人	76 人	76 人
自立生活援助		0 人	0 人	1 人
計画相談	相談支援	72 人	72 人	74 人

サービス名		第７期計画見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	通所支援	63 日	63 日	63 日
		32 人	32 人	32 人
居宅訪問型児童発達支援		0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス		446 日	461 日	478 日
		121 人	126 人	131 人
保育所等訪問支援		12 日	12 日	12 日
		5 人	5 人	5 人
障がい児相談支援	相談支援	29 人	31 人	33 人

１１．地域生活支援事業の見込量

（各年度の実施予定）

サービス名	第７期計画見込量		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業（障がい者）	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	1 件	1 件	1 件
手話通訳者等派遣事業	実施	実施	実施
地域活動支援センター事業（事業所数）	1 ヵ所	1 ヵ所	1 ヵ所

＜日常生活用具費支給事業＞　（年間）

サービス名	第７期計画見込量		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	7 件	7 件	7 件
在宅療養等支援用具	5 件	5 件	5 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	3 件	3 件
排せつ管理用具	710 件	710 件	710 件
居宅生活動作補助用具	1 件	1 件	1 件

＜移動支援事業＞　　（年間）

サービス名	第７期計画見込量		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
年間実利用者数	10 人	10 人	10 人
年間延べ利用時間	200 時間	200 時間	200 時間

⇒障がい福祉計画　　計画書（本編）Ｐ４３～６２に掲載。
⇒障がい児福祉計画　　計画書（本編）Ｐ６５～７１に掲載。